

# 報道資料

令和5年4月19日  
健康推進課 健康長寿係  
担当：畑口、江上  
ダイヤル 27-8662 内線 2935

## 奈良県と奈良県栄養士会との「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」の締結について

大規模災害時における被災者の栄養・食生活支援活動に関して、県は公益社団法人奈良県栄養士会と協定を締結します。

### 記

#### 1 目的

県内において大規模災害が発生した場合に、被災者の健康を守るため、避難所等の被災者に対して栄養・食事相談を行い、必要なアセスメントに基づきアレルギー除去食品や離乳食、高齢者・病者用食品等の特殊栄養食品を提供できる体制を確保します。

#### 2 協定の相手方

公益社団法人奈良県栄養士会

#### 3 内容

大規模災害が発生した場合において、栄養士会は県からの派遣要請に基づき、栄養支援チームを編成し、県が指定する被災地域において以下の活動を実施します。

- ①被災者（要配慮者を含む）に対する栄養・食事相談
- ②避難所等における衛生指導・栄養・健康教育
- ③特殊栄養食品（アレルギー除去食品、高齢者用食品、病者用その他災害時に特別な配慮を要する者に供する食品をいう。）等の提供
- ④被災地域の栄養・食生活に関する情報収集、分析

#### 4 協定締結日

令和5年4月20日

#### 5 協定書

別添のとおり